

史跡山野貝塚整備基本計画（案）

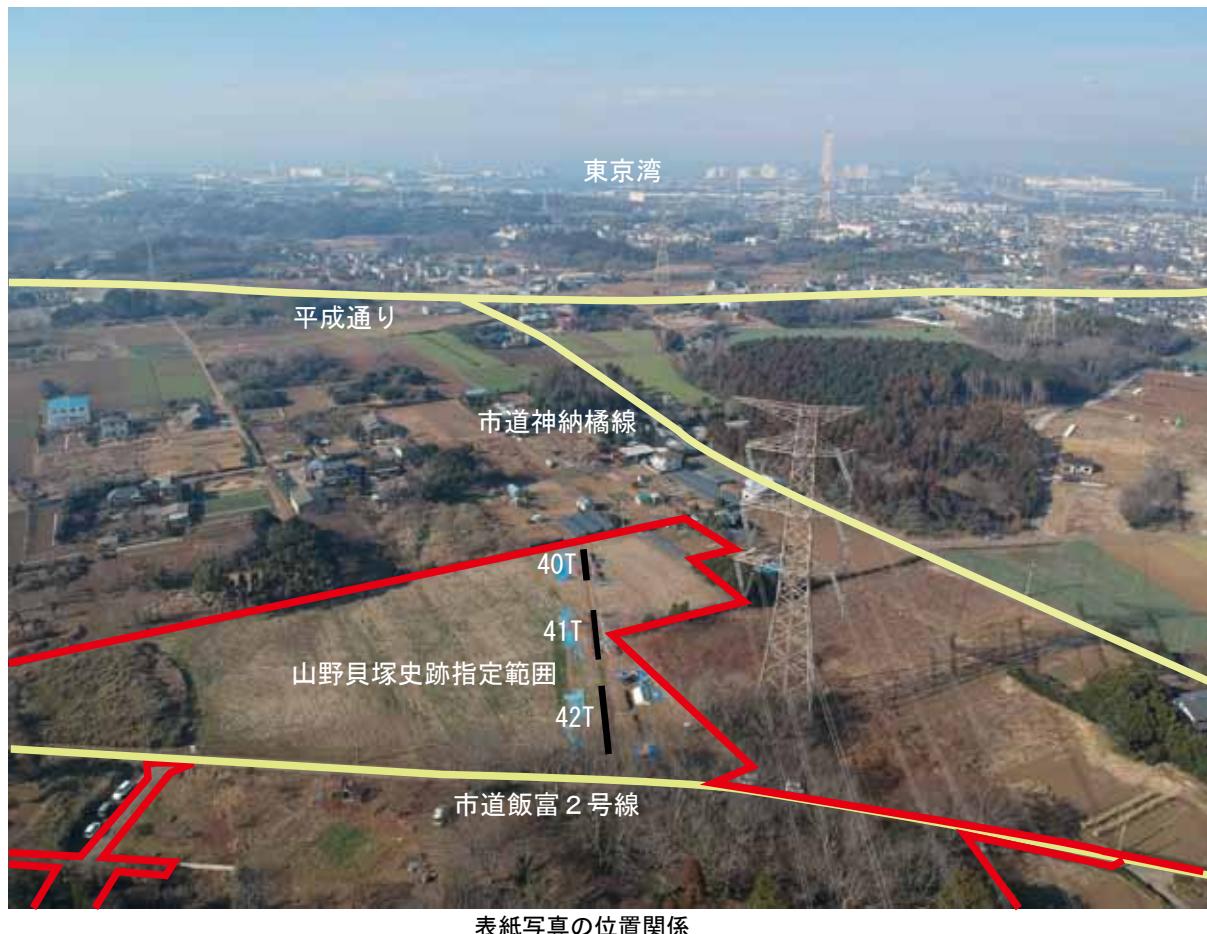


令和5年 月
袖ヶ浦市教育委員会

序 文

例　言

- 1 本書は、千葉県袖ヶ浦市飯富に所在する史跡山野貝塚の整備基本計画である。
- 2 本計画で使用した遺跡の分布図等は、国土地理院刊行の「2万5千分の1地形図 奈良輪・姉崎・木更津・上総横田」を加工・編集して使用した。
- 3 表紙の写真は、令和2年度発掘調査実施時に撮影した、山野貝塚及び周辺の航空写真である。
- 4 本計画の策定は、令和4、5年度に袖ヶ浦市教育委員会が行った。
- 5 本計画の策定にあたり、史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会委員、文化庁文化資源活用課、千葉県教育庁教育振興部文化財課をはじめ多くの諸機関のご指導・ご協力をいただきました。
ここに記して深く感謝いたします。



史跡山野貝塚整備基本計画

目 次

| | | | |
|------------------------------|----|--|----|
| 第1章 計画策定の経緯と目的 ······ | 1 | 第5章 整備基本計画 ······ | 64 |
| 第1節 計画策定の経緯 ······ | 1 | 第1節 全体計画及び地区区分計画 ······ | 64 |
| 第2節 計画の目的 ······ | 1 | 第2節 遺構保存に関する計画 ······ | 69 |
| 第3節 委員会の設置 ······ | 2 | 第3節 動線計画 ······ | 69 |
| 第4節 他計画との関係 ······ | 3 | 第4節 地形造成に関する計画 ······ | 71 |
| 第5節 計画の対象範囲 ······ | 6 | 第5節 遺構の表現に関する計画 ······ | 73 |
| 第6節 計画の期間 ······ | 7 | 第6節 修景及び植栽に関する計画 ······ | 75 |
| 第2章 計画地の現状 ······ | 8 | 第7節 案内・解説施設に関する計画 ······ | 77 |
| 第1節 自然的環境 ······ | 8 | 第8節 管理施設及び便益施設に関する計画 ······ | 81 |
| 第2節 歴史的環境 ······ | 13 | 第9節 公開・活用及びそのための施設に関する計画 ······ | 82 |
| 第3節 社会的環境 ······ | 19 | 第10節 周辺地域の環境保全に関する計画 ······ | 84 |
| 第3章 史跡等の概要及び現状と課題 ······ | 27 | 第11節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画 ······ | 84 |
| 第1節 史跡等指定の状況 ······ | 27 | 第12節 整備事業に必要となる調査等に関する計画 ······ | 84 |
| 第2節 史跡等の概要 ······ | 29 | 第13節 公開・活用に関する計画 ······ | 85 |
| 第3節 史跡等の公開活用のための現状と課題 ······ | 46 | 第14節 管理・運営に関する計画 ······ | 86 |
| 第4節 広域関連整備計画 ······ | 59 | 第15節 事業計画 ······ | 87 |
| 第4章 基本方針 ······ | 61 | 第6章 整備イメージ図 ······ | 91 |
| 第1節 基本理念と基本方針 ······ | 61 | 資料編 ······ | 93 |
| 第2節 整備対象とする時期 ······ | 63 | 1 用語集 ······ | 93 |
| 第3節 本計画と今度想定される計画 ······ | 63 | 2 引用・参考文献 ······ | 95 |

挿 図 目 次

| | | | |
|----------------------------------|----|--------------------------------|----|
| 図 1 根形地域の地域づくり方針図 | 5 | 図 27 東京湾東岸に所在する貝塚から発見される主な魚の種類 | 42 |
| 図 2 計画関係図 | 5 | 図 28 史跡指定地内の構成要素 | 44 |
| 図 3 計画対象範囲図 | 6 | 図 29 山野貝塚講演会のアンケート結果 | 46 |
| 図 4 袖ヶ浦市の位置図 | 8 | 図 30 山野貝塚ボランティア活動風景 | 47 |
| 図 5 袖ヶ浦市の気温と降水量 | 8 | 図 31 山野貝塚史跡及び史跡周辺現況図 | 49 |
| 図 6 東京湾岸における縄文時代後・晩期の貝塚分布 | 9 | 図 32 山野貝塚近隣のアクセス環境図 | 51 |
| 図 7 袖ヶ浦市の地形区分 | 10 | 図 33 山野貝塚広域範囲図 | 53 |
| 図 8 袖ヶ浦市小櫃川下流域の古地理の変遷図 | 11 | 図 34 事業計画概念図 | 63 |
| 図 9 山野貝塚関係年表 | 13 | 図 35 中域区域区分図 | 65 |
| 図 10 袖ヶ浦市内の貝塚と主な遺跡分布図 | 14 | 図 36 史跡内区域区分図 | 66 |
| 図 11 袖ヶ浦市内の指定及び登録文化財分布図 | 17 | 図 37 全体計画図 | 67 |
| 図 12 袖ヶ浦市への交通アクセス | 21 | 図 38 遺構保護盛土模式図 | 69 |
| 図 13 山野貝塚への交通アクセス（広域） | 21 | 図 39 動線計画、舗装の事例 | 70 |
| 図 14 山野貝塚への交通アクセス（中域）及び周辺関連施設位置図 | 22 | 図 40 造成計画図（現況表土厚・遺構保護盛土） | 72 |
| 図 15 山野貝塚の法規制関係図 | 26 | 図 41 QR コードを付す解説板の例 | 74 |
| 図 16 山野貝塚土地所有状況図 | 30 | 図 42 貝層表現検討箇所 | 74 |
| 図 17 史跡の価値の変遷図①（後期初頭） | 34 | 図 43 貝層表現（拡大図）・木道事例・貝が露出している様子 | 75 |
| 図 18 史跡の価値の変遷図②（後期前葉） | 35 | 図 44 植栽の例及び植栽イメージ、植栽計画図 | 76 |
| 図 19 史跡の価値の変遷図③（後期中～後葉） | 36 | 図 45 案内解説施設イメージ図 | 79 |
| 図 20 史跡の価値の変遷図④（晩期） | 37 | 図 46 案内解説施設 中域配置図 | 80 |
| 図 21 山野貝塚から発見された遺物 | 38 | 図 47 案内・解説施設 史跡内配置計画図 | 81 |
| 図 22 山野貝塚にもたらされたモノの動き | 39 | 図 48 管理・便益施設 史跡内配置計画図 | 81 |
| 図 23 山野貝塚出土の主要貝類 | 40 | 図 49 管理・便益施設 事例 | 82 |
| 図 24 山野貝塚出土の魚の骨 | 40 | 図 50 ガイダンス施設（郷土博物館）の展示室配置図 | 83 |
| 図 25 山野貝塚出土のイノシシ・シカの骨 | 41 | 図 51 今後の発掘調査予定範囲図 | 85 |
| 図 26 山野貝塚出土の海生哺乳類の骨 | 42 | 図 52 事業計画 | 89 |
| | | 図 53 山野貝塚整備完成イメージパース | 91 |

表 目 次

| | | | |
|---------------------|-------|-------------------------------------|----|
| 表 1 史跡山野貝塚整備基本計画期間 | 7 | 表 7 現地の表現とガイダンス施設（郷土博物館）展示区分表 | 73 |
| 表 2 袖ヶ浦市指定及び登録文化財一覧 | 18 | 表 8 案内解説施設の構成 | 77 |
| 表 3 地番一覧表 | 31 | 表 9 史跡整備基本方針に対するガイダンス施設（郷土博物館）の基本方針 | 83 |
| 表 4 調査歴一覧 | 32 | | |
| 表 5 史跡指定地内における構成要素 | 45 | | |
| 表 6 活用事業の実績一覧 | 55～57 | | |

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

山野貝塚は、袖ヶ浦市飯富に所在する、縄文時代後期～晩期（今から約4,500～2,500年前）にかけて営まれた貝塚を伴う集落跡です。

縄文時代を特徴づける貝塚は、全国に約2,400箇所あると言われており、千葉県にはその3割近くにあたる約700箇所と、全国で最も多くの貝塚が所在しています。特に、房総半島の西岸、東京湾東岸に密に分布し、山野貝塚が営まれた縄文時代後期には、現在の野田市から木更津市にかけて連綿と貝塚が分布しています。

山野貝塚は、このような貝塚密集地帯において、現存する大型貝塚の中では最も南側に位置していることになり、さらに東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的環境を反映する貝塚として、東京湾東岸の貝塚群を考えいくうえで重要な遺跡です。さらに、縄文時代以降、大きな土地の改変を受けていないことから、縄文時代の景色を色濃く残す遺跡としても評価されています。

このような重要性から、2017（平成29）年10月13日に国史跡に指定されました。2018（平成30）年度には、山野貝塚の価値を保存し、後世に確実に継承するとともに、その価値を広く伝え活用していくために、有識者や地元住民による「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会」を設置し、国史跡山野貝塚の基本方針を定める「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画」（以下、保存活用計画とする）を策定しました。

現在、保存活用計画に基づき山野貝塚の保存活用に係る取組を進めておりますが、史跡指定から6年を迎え、史跡の公有地化も進展し、ある程度一体化した用地として取り扱うことが可能となったことから、今後の整備の基本方針を定める、整備基本計画を策定することとなりました。

第2節 計画の目的

史跡の整備は、史跡の保存を目的とするものと活用を目的とするものがあり、両者が調和的になるようにするための技術的な方法とされています（文化庁文化財部記念物課2015）。

山野貝塚は、現在保護すべき範囲の約72%が史跡指定されており、さらに史跡指定された範囲の約86%が公有地となっています（保護すべき範囲の約62%）。

未指定範囲のうち、保護すべき範囲の北東側緩斜面部分は、盛土遺構や貝層など、史跡の本質的価値を構成する要素を含んでいます。

このため、現状で保護すべき範囲全体の整備を行うことはできません。

しかしながら、未指定地の指定及び公有地化までは今後時間を要する可能性が高く、また、史跡指定から6年を迎え、ある程度一体化した面積を公有地化できたことから、公有地化した部分については、確実に保存を行ったうえで、公開活用することが求められます。

その中で、史跡の一部が適切に保存できていないこと、史跡現地において史跡の内容を把握できないこと、除草作業をはじめとする維持管理に大変な労力がかかることなど史跡の保存と活用、維持管理に課題があることから、これらの課題を解決するために整備を実施します。

また、保存活用計画において、史跡のみならず、史跡周辺の文化財や施設と一体化した活用

を図る必要があるとしています。本市の土地利用方針等を定めた「袖ヶ浦市都市計画マスター プラン」においても、根形地域の地域づくり方針として、山野貝塚は「緑・レクリエーション拠点」に位置付けられ、「袖ヶ浦公園や農畜産物直売所『ゆりの里』など広域から人が集まる施設や山野貝塚など地域資源については、公共交通による移動環境の改善などにより回遊性を高める」とされています（袖ヶ浦市 2020c）。

そのため、保護すべき範囲全体の最終的な整備をイメージしながら、現在史跡指定及び公有地化した範囲の史跡整備及び周辺文化財や施設等との連携を進めていくための計画を策定します。

第3節 委員会の設置

本計画の策定においては、「史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱」により、史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会（以下、策定委員会とする）を設置しました。

策定委員会は、学識経験者・本市文化財審議会委員・地元住民代表からなり、文化庁文化資源活用課ならびに千葉県教育庁教育振興部文化財課の指導、助言を受けました。また、生涯学習課が事務局を担当しました。

1 委員等の構成（敬称略）

| | 氏名 | 所属等 | 分野 |
|--------------|-------|-----------------------------|-------|
| 委員 (委員長) | 赤坂 信 | 千葉大学名誉教授 | 造園学 |
| 委員 | 阿部 昭典 | 千葉大学大学院人文科学研究院教授 | 考古学 |
| 委員 | 阿部 貴弘 | 日本大学理工学部教授 | まちづくり |
| 委員 | 加藤 文男 | 株式会社南房総 | 観光 |
| 委員 | 唐木 義昭 | 袖ヶ浦市郷土博物館協議会 | 博物館 |
| 委員 | 笛生 衛 | 國學院大學神道文化学部教授 | 考古学 |
| 委員 | 千田 和也 | 橘区長 | 地元 |
| 委員 | 中山 源二 | 飯富区長 | 地元 |
| 委員 | 百原 新 | 千葉大学大学院園芸学研究 院園芸環境科学講座教授 | 植物学 |
| 委員 (副委員長) | 山田 常雄 | 袖ヶ浦市文化財審議会会长 | 考古学 |

2 指導・助言機関（敬称略）

| | 氏名 | 所属 |
|--------|--------------|-----------------------|
| オブザーバー | 岩井 浩介 | 文化庁文化資源活用課 文化財調査官 |
| オブザーバー | 松浦 誠 | 千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財主事 |
| オブザーバー | 速水 成美（令和4年度） | 千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財主事 |
| オブザーバー | 岡山 亮子 | 千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財主事 |

3 事務局

| | | | | |
|-------|-----|------------------------------|------|------------------------------|
| 教育長 | | 御園 朋夫 | 教育部長 | 小阪潤一郎（令和4年度） 生方 和義（令和5年度） |
| 生涯学習課 | 課 長 | 高浦 正充（令和4年度） 島田 宏之（令和5年度） | 主 幹 | 能城 秀喜 |
| | 班 長 | 田中 大介 | 副主査 | 石井 祐樹 |
| | 学芸員 | 鎌田 望里 | 学芸員 | 助川 謙 |
| 郷土博物館 | 館 長 | 西原 崇浩 | | |

4 史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会開催概要

| | 日 時 | 開催場所 | 内 容 |
|-----|-------------------------------------|--------------------|---|
| 第1回 | 2022（令和4）年 8月 1日（月） 午後1時30分～ | 袖ヶ浦市 郷土博物館研修室 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長・副委員長選出 ・史跡山野貝塚整備基本計画の内容について ・史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会日程（案）について ・現地視察 |
| 第2回 | 2022（令和4）年 9月 30日（金） 午後1時30分～ | 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡山野貝塚整備基本計画の内容について |
| 第3回 | 2022（令和4）年 12月 5日（月） 午後1時30分～ | 袖ヶ浦市役所 北庁舎2階会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡山野貝塚整備基本計画（案）について ・今後のスケジュール（案）について |
| 第4回 | 2023（令和5）年 1月 30日（月） 午後1時30分～ | 袖ヶ浦市 郷土博物館研修室 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・第5章 短期的整備計画について |
| 第5回 | 2023（令和5）年 2月 27日（月） 午前9時30分～ | 袖ヶ浦市 郷土博物館研修室 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡周辺の踏査 ・前回の振り返り ・第5章 短期的整備計画について |
| 第6回 | 2023（令和5）年 4月 24日（月） 午後1時30分～ | 袖ヶ浦市役所 北庁舎2階会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・史跡山野貝塚整備基本計画（案）について |
| 第7回 | 2023（令和5）年 月 日（ ） 午後 時 分～ | | |

第4節 他計画との関係

袖ヶ浦市では、本市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、その実現のための方針を示し、本市のまちづくりにおける最上位計画として『袖ヶ浦市総合計画』を策定しています。

現在、2020（令和2）年度から12年間を計画期間とし、市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現を目指したまちづくりを進めています。市が目指す将来の姿を実現するための教育分野の取組を「子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり【子育て・教育・文化】」として、子育て支援や学校教育、

生涯学習等にかかる施策や施策の方向性を示しており、文化芸術・文化財の施策の方向性は、「文化・芸術活動の推進」、「郷土の歴史と文化の保存・活用」としています。さらに、これらの施策を実現するための実施計画において、山野貝塚に関わる事業は、「山野貝塚保存活用事業」として位置づけられています。

一方、袖ヶ浦市教育委員会では、総合計画の分野別計画に位置付けられる「第三期教育ビジョン」を2021（令和3）年3月に策定しました。本教育ビジョンは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項」の規定に基づく当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」としても位置付けられ、2030（令和12）年度までの本市の教育の目指すべき姿を示したもので、「未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり」を基本目標とし、教育の振興を図っています。基本目標を実現するために、子ども、生涯学習、スポーツ、文化財・文化芸術の4つの目標を掲げており、それぞれ施策の方向性を示しています。文化財・文化芸術分野においては「郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進」、「地域に根差した文化芸術活動の推進」という方向性を示しており、国史跡山野貝塚の保存・研究・活用を推進することとしています。

将来の都市づくりを進めるうえでの指針となる袖ヶ浦市都市計画マスタープランでは、山野貝塚は緑・レクリエーション拠点に位置付けられています。また、山野貝塚が所在する根形地域の地域づくりの基本的な考え方の1つとして、「袖ヶ浦公園や農畜産物直売所『ゆりの里』、健康づくり支援センター『ガウランド』、山野貝塚など広域から人が集まる施設や地域資源の魅力の向上を図るとともに緑・レクリエーション拠点間の回遊性の向上を図ることで交流人口の増加を目指します」とされています（袖ヶ浦市2020c、図1）。

景観まちづくり基本計画では、基本理念を「光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦」とし、袖ヶ浦の貴重な景観を子どもたちに受け継ぐまちづくりを進めることとし、基本方針では「歴史・自然により形成された景観の保全」、「景観まちづくりの学習」などが挙げられ、歴史を守り、次世代へ伝えていくこととしています。なお、山野貝塚所在地は畠地・集落エリアとして区分され、山野貝塚は歴史・文化的景観拠点として位置づけられています。

袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画は、山野貝塚が有する本質的価値（史跡に指定された理由）を明らかにした上で、その本質的価値を保存し、活用するための袖ヶ浦市の基本方針を定めたものです。山野貝塚の本質的価値を踏まえて、それらを保存・活用するための大綱を「陸と海、そして、過去・現在・未来をつなぐ山野貝塚」とし、さらに、計画を実行するにあたり「保存管理」「活用」「整備」「運営体制」の4項目について、「基本方針」、「方向性」、「実施計画」を明記しました。保存活用計画の実施期間は、2020（令和2）年度～2031（令和13）年度までの12年間とし、各6年間の前期計画と後期計画に区分して実施します。

また、千葉県文化財保存活用大綱は、千葉県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等はもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むために、令和2年度に策定されました。千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像として「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む」を掲げ、普及啓発活動、文化財の調査・把握・指定及び保存・修理、観光振興への推進等を主な取組としています。その他、県の歴史と文化や自然を考える上で欠くことができない文化財や県を特徴づける名勝地及び景観に関する保存活用を、県と市町村が優先的に取り組むテーマとしています。

史跡山野貝塚整備基本計画は、各種関連計画との整合を図って策定した、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画のうち、整備の具体的な方針等について策定するものです（図2）。



図 根形地域の地域づくり方針図

| | | |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| ● 地域拠点 | ■ 住宅地(市街地) | ■ 広域・主要幹線道路 (自動車専用道路) |
| ● 緑・レクリエーション拠点 | ■ 集落地 | ■ 広域・主要幹線道路 (一般道) |
| ● 主要公共施設 | ■ 農耕調和地 | ■ 幹線道路 |
| ● 小・中・高等学校等 | ■ 保全系緑地(斜面林) | ■ 助幹線道路・生活道路 |
| ● 地域の身近な水辺 | ■ 生産系緑地 | ■ 市街化区域 |
| ● 水と緑のネットワーク | ■ IC周辺及びICアクセス 道路沿道地区 | ■ 河川 |
| | ■ 都市公園・都市緑地等 | ■ 地域界 |
| | ■ 面的整備実施済地区 | ■ 市域界 |

図1 根形地域の地域づくり方針図（出典『袖ヶ浦市都市計画マスターplan』）

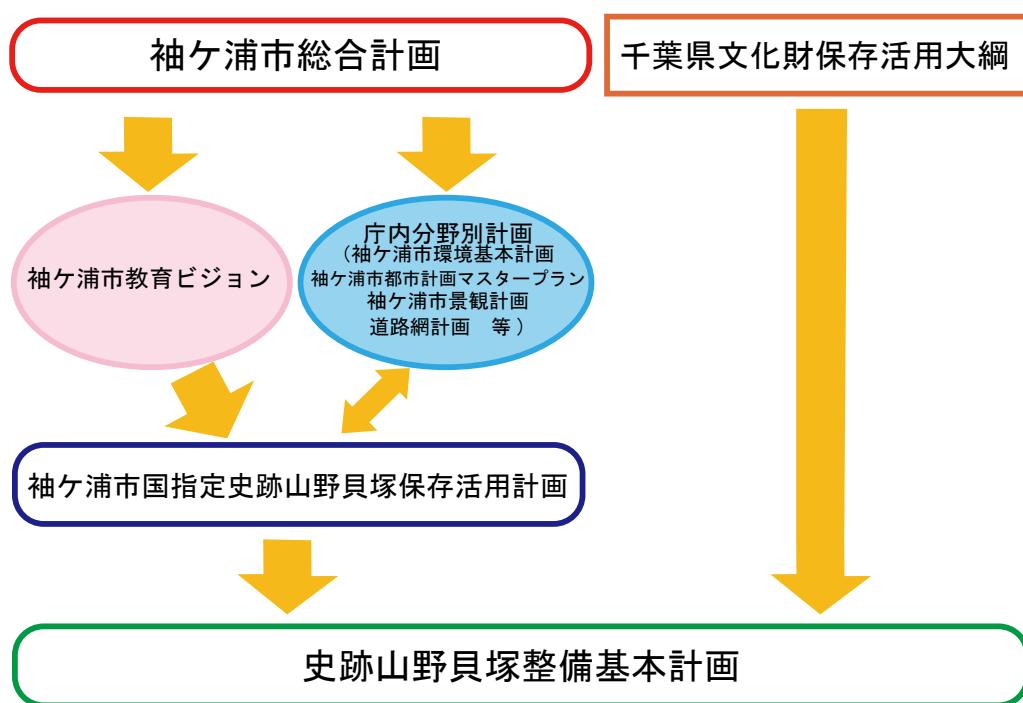


図2 計画関係図

第5節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、山野貝塚の公有地化範囲を中心に史跡指定された範囲を対象とします。また、第2節でも述べたように、山野貝塚周辺に所在する文化財や施設との一体化した活用をするため、概ね山野貝塚から半径2kmの範囲に所在する主要な文化財や施設を含めた範囲も併せて整備対象とします（図3）。

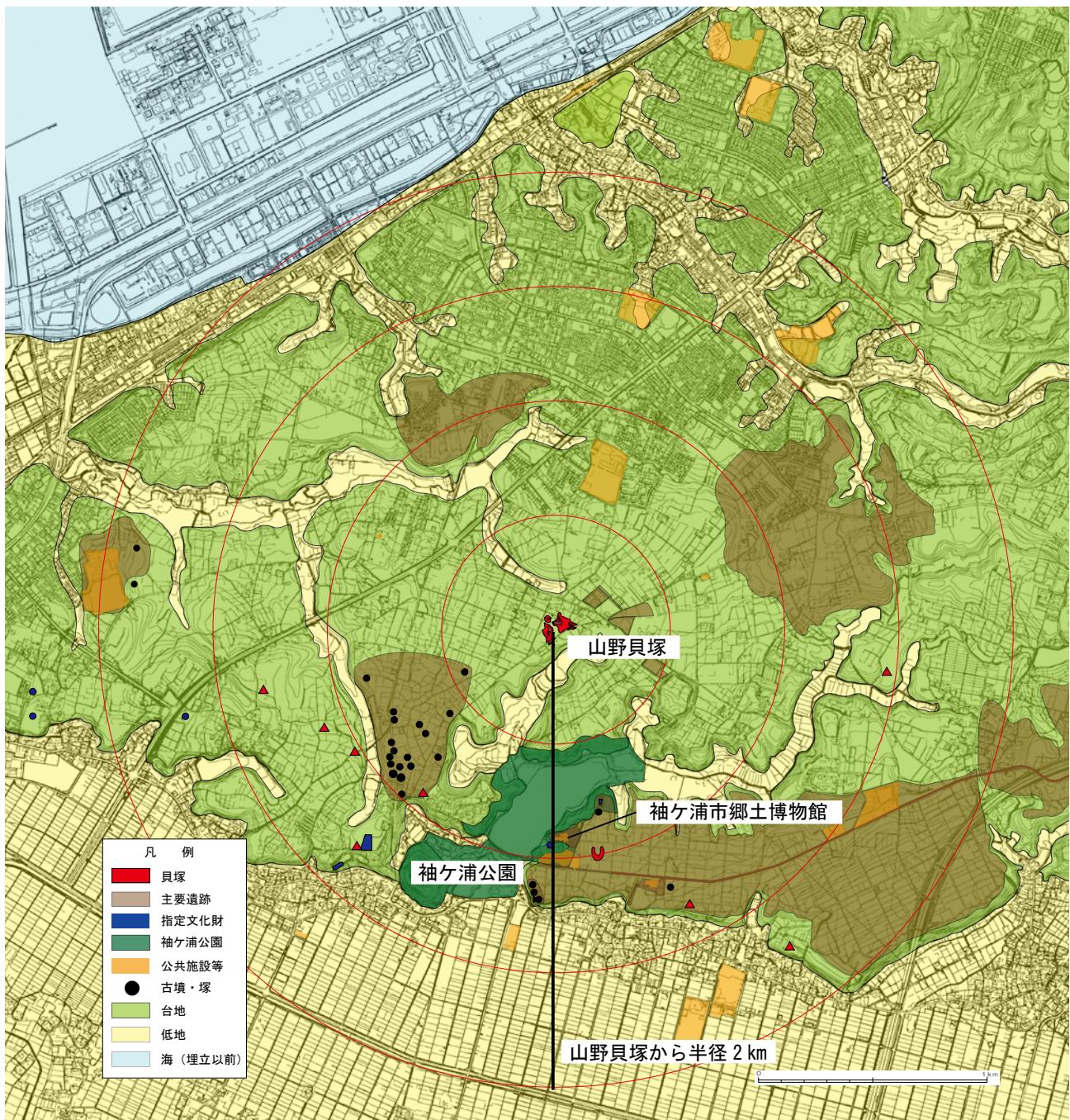


図3 計画対象範囲図

第6節 計画の期間

本計画の計画期間は、保存活用計画で示した2020（令和2）年度から2031（令和13）年度までの計画期間の内、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

この8年間で、現在公有地化完了部分及び公有地化が見込まれる部分について整備を行います。

このうち、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間を計画前半とし、不要な人工物の撤去や樹木の伐採、エントランスゾーンの整備等早急に対応できる整備の実施や発掘調査等により整備に必要な情報を蓄積する期間とします。一方、2027（令和9）年度から2030（令和12）年度までの4年間を計画後半とし、計画前半で得た情報をもとに整備を実施する期間とします。

なお、未指定部分の指定及び公有地化が見込まれる2031（令和13）年度以降については、新たに計画を策定し、史跡の全面的な整備を実施していくものとします。

表1 史跡山野貝塚整備基本計画期間

| 年度 | 2023 令和5 | 2024 令和6 | 2025 令和7 | 2026 令和8 | 2027 令和9 | 2028 令和10 | 2029 令和11 | 2030 令和12 |
|-------------------------|-------------|---------------------------|-------------|-------------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 史跡山野貝塚 整備基本計画 | | | | 計画前半 | | | 計画後半 | |
| 袖ヶ浦市国指定史跡 山野貝塚保存活用計画 | | 前期計画 (2020（令和2）年度から) | | | 後期計画 (2031（令和13）年度まで) | | | |
| 袖ヶ浦市総合計画 | | 前期基本計画 (2020（令和2）年度から) | | | 後期基本計画 (2031（令和13）年度まで) | | | |

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 位置と立地

山野貝塚が所在する袖ヶ浦市は、房総半島の東京湾岸のほぼ中央部に位置し、東部は市原市、西部から南部は木更津市に接し、北部は東京湾に面しています。

2021（令和3）年4月に市制施行30周年を迎える間、東京湾アクアラインや東関東自動車道館山線、圏央道が開通されるなど、交通結節点としての利便性が高まっています。

こうした立地の良さと、豊かな自然環境、臨海部の優れた産業基盤を活かしたまちづくりを進め、本市の人口は現在も増加傾向にあります。



図4 袖ヶ浦市の位置図

2 気象

袖ヶ浦市の気候については、袖ヶ浦市史において、世界及び日本国内での比較を行っています（袖ヶ浦市史編さん委員会 1999）。それによると、袖ヶ浦市は温帯多雨気候区に属しており、世界の同緯度付近に位置する都市と比べると、袖ヶ浦市の気候は気温や降水量の変化が大きく、降水量が多いことが特徴とされています。

一方、日本の中で比較すると、梅雨と秋雨の雨期が明瞭であり、本州の太平洋側に広く分布する、日本の代表的な都市気候とされています。

次に、袖ヶ浦市の気象について、最寄りの木更津観測所における観測項目の平年値※1を見てみます。

気温は、年平均が 15.8°C で、最高気温は 8 月の 26.8°C、最低気温は 1 月の 5.6°C となります。年間降水量は 1,669.7mm で、10 月が 261.7mm で最も多く、2 月が 82.0mm で最も少なくなります。年間日照時間は 1,957.6 時間で、8 月が 207.1 時間で最も長く、10 月が 124.4 時間で最も短くなります。年間降雪量は 6 cm で、1 月が 2 cm、2 月が 4 cm となっています。風速は、年平均が 2.7m/s で、3 月が 3.2m/s で最も高く、6 月が 2.3m/s で最も低くなります。

関東地方の各県庁所在地の観測所における年平均気温は 15.3°C、年間降水量の平均は 1,461.3mm、年間日照時間の平均は 2,016.1 時間であり、これと比べると、袖ヶ浦市付近の降水量は多い傾向にあります。

※1 平年値は 1991 年から 2020 年の 30 年平均値（気象庁ホームページより）

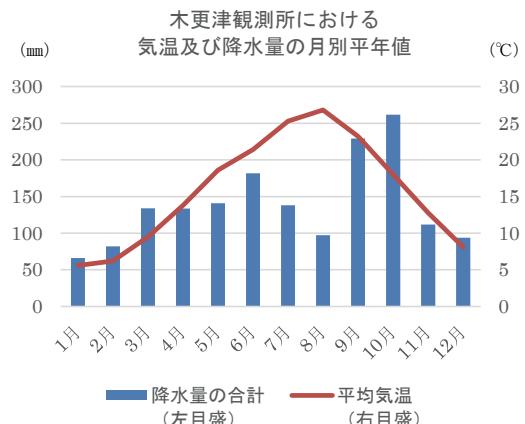


図5 袖ヶ浦市の気温と降水量

（気象庁ホームページデータより作成）

3 地形・地質

まず、山野貝塚が所在する東京湾東岸の地形について概観します。

東京湾は、狭義には房総半島の富津岬と三浦半島の觀音崎を結ぶ線以北の内湾を指しますが、広義には房総半島西端洲崎と三浦半島の剣崎を結ぶ線以北の浦賀水道（外湾）を含めた水域を指します（貝塚 1993 他）（図 6）。東京湾および周辺の地形をみると、内湾周辺の陸上地形は台地や低い丘陵で、内湾の海底地形は中央部が水深 50 m より浅く平坦な泥質底で、沿岸部は水深 5 m 以浅の平坦な砂質底や干潟が連なります。一方、外湾周辺の陸上地形は高く起伏のある丘陵となっており、海底地形は沿岸部の水深 40 ~ 50 m 以浅の岩礁地帯、水深 50 ~ 100 m の溝状の地形をなす觀音崎海底水道、浦賀沖の水深 100 m から相模湾底の水深 1000 m 以深までつづく東京海底谷となります。このように、内湾と外湾では陸上および海底の地形が大きく異なり、その自然環境の相違によりそれぞれ生息する生物の種類も異なってきます。

また、縄文時代には気候の温暖化に伴う、いわゆる縄文海進により、内陸部まで海水が入り込み、現在の荒川や江戸川の低地に沿って奥東京湾が形成され、縄文時代後期においても現在



図 6 東京湾岸における縄文時代後・晚期の貝塚分布

の野田市～流山市付近まで海水が入り込んでいたようです（小杉 1989）。このことから、縄文時代後・晚期の東京湾は、「奥東京湾」、「内湾」、「外湾」に大きく3区分されると考えられます。

次に、山野貝塚が所在する袖ヶ浦市域の地形について概観します。

山野貝塚が所在する袖ヶ浦市域の地形は、市域を南東から北西へかけて流れる小櫃川によって形成された沖積低地と、低地を挟んで南北に形成される台地に大きく区分されます（図7）。山野貝塚が所在する北側の袖ヶ浦台地は、養老川と小櫃川に挟まれた北西一南東方向に細長い地形を呈し、小櫃川の浸食と地形の隆起により高さの異なる段丘面が形成されます。本市域では6面に分けられ、高い部分ほどより古い時期に形成された段丘面となります。山野貝塚はそのうちの市原I面と呼ばれる約6万～6万5千年前に形成された段丘面に立地します。袖ヶ浦市域の袖ヶ浦台地は、南東から北西の東京湾に向かって、北側から笠上川、浜宿川、久保田川、藏波川、奈良輪境川の小河川が注いでいます。これらの河川の作用により台地が樹枝状に開析



され、複雑な地形を呈します。山野貝塚は、南側に小櫃川の支流によって開析された比高差約12mの深い谷が入りこむ一方、北側に奈良輪境川最上流域の浅い谷が入り込み、両河川の分水界に位置しています。山野貝塚が立地する台地の標高は約37mになります。なお、南側の谷部は1996（平成8）～1998（平成10）年度に埋立てられ、斜面部を除き自然地形が失われています。

東京湾岸の海岸線は、縄文時代以降大きく改変しており、袖ヶ浦市域においても東京湾の沿岸流や小櫃川の作用により大きく変化しています。

小櫃川の低地に目を向けると、約7,000年前のいわゆる縄文海進最盛期には、現在の横田地区まで海水が入り込み「古小櫃湾」と呼ばれる内湾を形成していました（図8a）。海進最盛期以降の海退により、小櫃川の上流より土砂が下流へと運ばれることにより、古小櫃湾の南半分に相当する現在の木更津市側には小櫃川が運んできた土砂により平野が形成されました。一方、古小櫃湾北側の袖ヶ浦台地の南側縁辺は、湾の水が干上がることにより潟湖（湾口に発達した微高地などにより外海と切り離されて生じた浅い湖）が形成され（図7）、その後湿地化してきました。小櫃川河口に形成された潟湖は山野貝塚の南側谷部とつながっていたと想定されます。古小櫃湾でこのような地形変化が起こっているのに対し、現在の袖ヶ浦台地西縁から伸びていた波食台（海に面した陸側の岩盤が風化や波浪による侵食によって陸側に向かって進行する平坦面）が沿岸流（海岸に沿ってほぼ平行する海水の流れ）による海食をうけ、縄文時代後期には現在の袖ヶ浦台地西縁とほぼ同様な崖線が形成され、現在のJR内房線付近が当時の海岸線であったと考えられます（図8b）。

縄文時代後期以降、小櫃川が河道を変化させながら上流から土砂を運び三角州が発達するとともに、東京湾の沿岸流の影響により、小櫃川右岸に3列、同左岸に4列の砂堆（波浪や沿岸

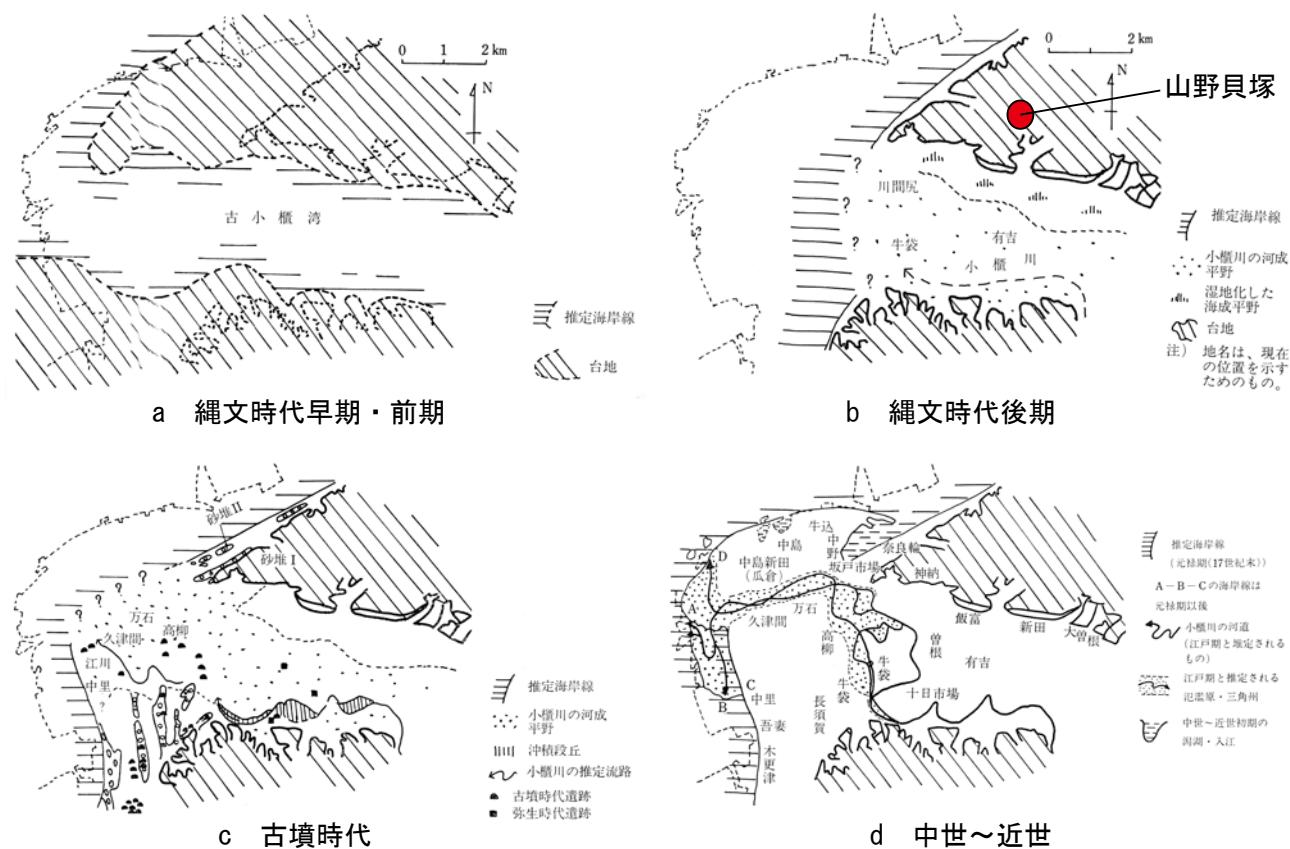


図8 袖ヶ浦市小櫃川下流域の古地理の変遷図（吉村 1985に加筆）

流によってできた、砂または礫からなる微高地) が形成されました。右岸の2列目の砂堆については水神下遺跡の調査成果により、弥生時代中期頃には形成された可能性が指摘されています(図8c)。また、最も海側の第1砂堆列については、その周囲に存在する集落が中世資料で確認できることから、中世までには形成されたと考えられています。この第1砂堆列の形成に伴い、「古奈良輪湾」と呼ばれる潟湖が残されたと想定されていますが、江戸時代に描かれた『鳥飼家文書』の絵図をみると、元禄～宝永期(1688～1711年)に干拓が行われたと考えられます(図8d)。

昭和40年代以降、袖ヶ浦市域の海岸線はほぼ全て埋立てられ、埋立以前の面影をうかがうすべはなくなりました。しかし、木更津市畔戸地先の盤洲干潟は、東京湾沿岸に残された数少ない干潟の1つであり、かつ最大規模の干潟になります(図7左下)。そこには、山野貝塚で利用されていたイボキサゴをはじめとする生物が現存しており、さらにヨシ原が広がる景観などは、縄文時代の海岸線を彷彿とさせるものと考えられる重要な自然環境です。

4 動物

袖ヶ浦市の動物相については、気候と同様に袖ヶ浦市史においてまとめられています(袖ヶ浦市史編さん委員会1999)。それによると、袖ヶ浦市は関東平野及びその周辺部の低地に生息する、いわゆる「普通種」を中心とした動物相が成り立っています。山野貝塚が所在する根形地区は、小櫃川流域の低地と低地からつながる段丘及び台地、それらの中間に位置する斜面林からなっており、また、比較的自然の残された袖ヶ浦公園が所在しており、良好な動物の生息域となっています。市史当時の調査で日本固有種のヒミズが市内で唯一確認された他、袖ヶ浦公園の上池や小櫃川の低地においてマガモやオナガガモなどの冬鳥をはじめ多くの鳥類が観察されています。

山野貝塚から数多く検出されているシカやイノシシは、現在房総半島で大繁殖をしているところですが、市史当時の調査所見として、房総半島に特徴的なニホンザル、ニホンジカが袖ヶ浦市には生息していないとされています。

一方、2019(令和元)年度に策定された「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」における「被害の現状」をみると、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラスによる農作物への被害が確認されています(袖ヶ浦市2020b)。ニホンジカについては平岡地区等において生息が確認されており、ニホンザルについては市内において出没が確認されており、これらの獣により今後被害が発生する恐れがあるとされています。イノシシについては、郷土博物館で目撃されている他、山野貝塚周辺においてもその痕跡が確認されています。

5 植生

袖ヶ浦市の自然環境は、森林環境、水辺環境、農耕地環境、草地環境、都市環境の5つに分けられています(袖ヶ浦市植物相調査団編1999)。山野貝塚の大部分は農耕地環境に属しますが、南側の斜面部付近は森林環境に属します。現況の植生は、農耕地環境が畠地として利用され、森林環境はスギ・ヒノキ植林、エノキ林等となっています。

一方で、袖ヶ浦市の植物相についても袖ヶ浦市史にまとめられています(袖ヶ浦市史編さん委員会1999)。それによると、袖ヶ浦市の植物は約1,000種数えられ、県内で多い方で珍しい種も含み、全体に暖地あるいは沿海性の植生・植物相の傾向が見られるとされています。市内

の森林植生については、自然性の高いスダジイの優先する照葉樹林が比較的よく残されているのは、市西部の神納から大曾根にかけての台地縁辺の斜面と国道16号線に沿った台地縁辺の斜面（旧海食崖）に限られています。県の天然記念物に指定されている「坂戸神社の森」には自然性の高いスダジイ林が3ヘクタール余りにわたって広がっています。

市内の森林植生については、前述のとおりスダジイ林が卓越する傾向にありますが、海岸線に近い位置にはタブノキが優先するタブノキ林が見られます。スダジイに次いで出現頻度の高い高木性の照葉樹はアカガシとタブノキで、スダジイ林と混交することが多いです。アカガシは台地上や斜面上部、タブノキは斜面下部や沖積地に分布する傾向にあります。また、地点数が多くありませんが、モミが混交する社寺林も見られます。これらの特徴は千葉県北西部の下総台地で広く見られる照葉樹林の優占種やその分布パターンと極めて一致します。

代宿地区にある袖ヶ浦椎の森工業団地内の自然環境保全緑地については、「コナラ林・スダジイ林等の森林植生や湿性草地群落からなる環境を活かし、多種多様な生物の生息・生育の場として保全する」との環境影響評価がなされ、愛称を「しいのもり」とし、ボランティアと協働して森林の下草刈りやその片付け、散策路や水路の整備などの作業を行っており、山野貝塚で行っているボランティア活動のお手本となる活動です。

史跡の植生を見ると、市道飯富2号線の北側については、大部分が畠として耕作されていたため、樹木はほとんどありませんが、草が繁茂する環境となっています。一方、市道飯富2号線の南側については、その東側については樹高20m近くのエノキの単相林が見られます。西側については分譲地となっていたため樹木はほとんど生えていませんが、アズマネザサが生育する環境となっており、一部にスギやクリが植わっています。

史跡周辺の植生を見ると、史跡西から北西縁辺部については、赤道に沿って樹高10m以上のクスノキやチャノキが植わり史跡との境界が画されています。また、チャノキの北西側はもともとクリの果樹園となっており、今でも等間隔にクリが植わっています。北側の史跡隣接地は農園として活用されています。一方、北東側緩斜面部の史跡境界においては、タブノキやクスノキ、エノキ等の高木によって史跡との境界が画されています。

第2節 歴史的環境

縄文時代は今から約1万6千年前から2千5百年前までのおよそ1万3千年間続いた時代で、山野貝塚は、その縄文時代の最後にあたる縄文時代後期から晩期にかけて営まれた集落です（図9）。前節で概観したように、山野貝塚に集落が営まれ始めた縄文時代後期には現代の埋立以前の付近に海岸線が形成され、現在の野田市から木更津市にかけての東京湾東岸に貝塚が連綿と形成されます（図6）。これらの貝塚から発見される大量の土器や土製品、石製品の他、

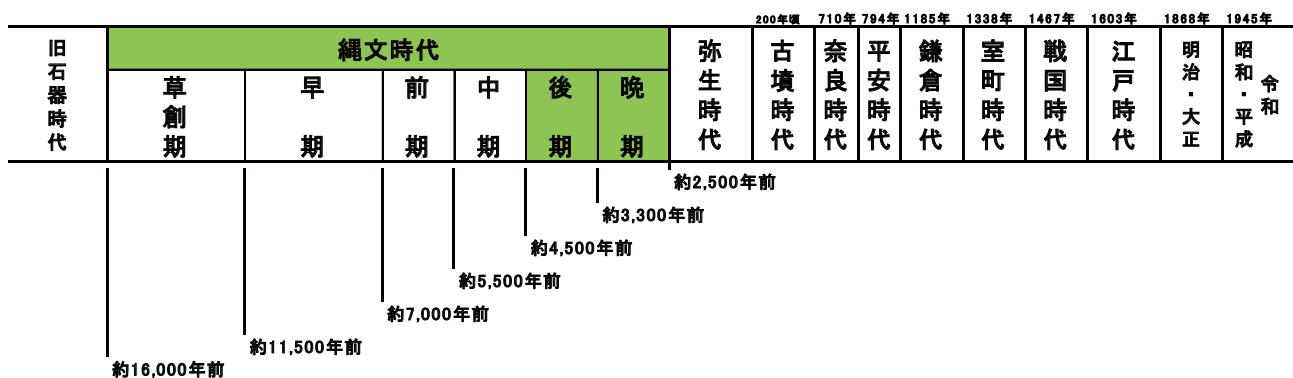


図9 山野貝塚関係年表（最新の科学的分析に基づく年代観）

貝類、魚骨、獣骨等の自然遺物は、東京湾東岸の豊かな自然環境を背景として、複雑な社会が営まれたことを物語っています。

次に、袖ヶ浦市域を含む君津地域の歴史を概観すると、房総半島の東京湾岸のほぼ中央部に所在する地理的特徴から、通史的に東京湾を挟んだ対岸との交流の玄関口であり、交通の要衝として機能してきた地域と言えます。

ここでは、山野貝塚が営まれた縄文時代までとそれ以降の時代に分けて市域の歴史をみていきます（図10）。

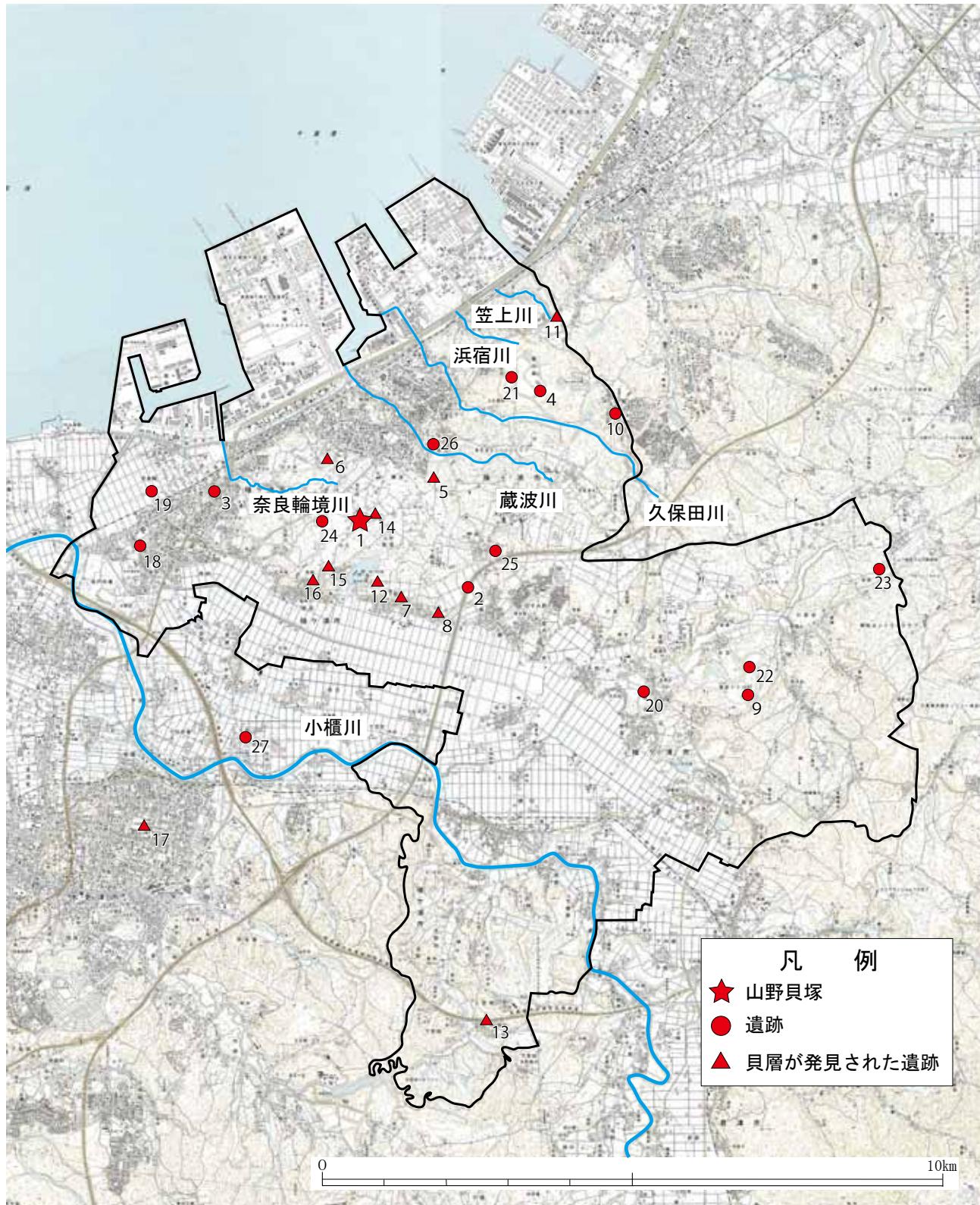


図10 袖ヶ浦市内の貝塚と主な遺跡分布図

1 縄文時代まで

山野貝塚（1）は縄文時代の遺跡ですが、日本列島における最も古い人類の痕跡は、約4万年前の後期旧石器時代初頭にみられます（図10）。山野貝塚が所在する袖ヶ浦市周辺における最も古い人類の痕跡を示す石器群も、それらと同じ立川ローム層第X層と呼ばれる地層から発見されています。袖ヶ浦市大曾根地区に所在する関畠遺跡（2）からは、最も古いX層から最上層のⅢ層までの石器群が層位的に発見されており、約25,000年間にわたる痕跡が認められています。

山野貝塚が属する縄文時代は、草創期、早期、前期、中期、後期、晚期の6期に区分されており、最新の自然科学的な年代測定によると、約16,000年前～2,500年前までとされます。草創期は後期旧石器時代から続く最終氷期と呼ばれる寒冷期の終末に相当する一方、早期以降は現在まで続く後氷期と呼ばれる温暖期の初頭に相当します。袖ヶ浦市域でも縄文時代各時期の遺跡が発見されていますが、時期により遺跡数や内容に差異が認められます。

草創期の遺跡の大部分は石器のみが発見されている遺跡ですが、神納地区の山王台遺跡（3）と代宿地区の八重門田遺跡（4）では、それぞれ隆起線文土器と表裏縄文土器が発見されており注目されます。

早期は袖ヶ浦市域の縄文時代で最も多くの遺跡が発見される時期になります。気候の温暖化に伴い海面が上昇し、内陸部まで海水が浸入した時期でもあり、谷奥部に形成された干潟に生息するハイガイ、マガキなどの貝類をはじめとする海産資源の利用が活発化しました。これらの痕跡は貝塚として残されており、蔵波地区の中六遺跡（5）では、屋外につくられた炉（炉穴）に廃棄された貝層が発見され、県内でも比較的古い時期の貝塚になります。近隣の寒沢遺跡（6）でも炉穴から貝層が発見されています。また下新田地区の大宮台貝塚（7）は、県内でも数少ない斜面に貝層が形成された事例として注目されます。近隣の三ツ作貝塚（8）も同時期の貝塚と考えられています。早期の遺跡からは前述した炉穴や調理に利用されたと考えられる焼けた礫が重複、集中して発見される事例（礫群）が多く認められます。また、永吉地区の上用瀬遺跡（9）では、炉穴と礫群が環状に展開する環状炉穴群が認められるように、定着性の強い生活が営まれていたと考えられます。さらに、上用瀬遺跡をはじめとする大規模な遺跡では、東海地方の土器が見つかっており、東京湾を挟んだ対岸とのつながりがあったことがわかっています。

前期は、干潟の形成が進んだ東京湾の内湾部では比較的多くの遺跡が発見されていますが、袖ヶ浦市域ではほとんど遺跡が発見されていません。代宿地区的豆作台遺跡（10）は数少ないこの時期の大規模な集落跡で、前期以降顯著となる環状集落であったと考えられます。また、近隣の上笠上谷遺跡（11）では、地表面の観察で貝層が発見されており、当地域では数少ない前期の貝層として注目されます。

中期は、全国的に見て最も遺跡数が多く、かつ規模も大きくなる時期ですが、袖ヶ浦市域ではあまり遺跡が発見されていません。下新田地区的宮ノ越貝塚（12）は、山野貝塚から直線距離で南に約1kmに所在する遺跡で、近年の発掘調査により、中期後半に貝塚が形成され、晚期まで営まれたと考えられます。また、山野貝塚と同様に中央窪地型集落である可能性もあります。山野貝塚より時期的に先行し、後期になると並行して営まれた、山野貝塚と関係の強い遺跡として重要です。小櫃川を挟んだ南側対岸の木更津台地では、現在は消滅してしまった木更津市祇園貝塚（17）が営まれたと考えられます。また、上宮田地区的上宮田台遺跡（13）は、

中期末葉から遺跡が営まれ始め、晩期までこの地域の拠点となる集落となります。

後期は、早期に次いで多くの遺跡が認められる時期になります。小櫃川北岸の山野貝塚・宮ノ越貝塚と小櫃川南岸の木更津市祇園貝塚、上宮田台遺跡に拠点となる集落が営まれます。また、木更津市の低地や微高地にも遺跡が形成されるようになり、当時の海岸線や生活領域を考える上でも重要です。山野貝塚周辺では、山野貝塚に隣接し、時期的に若干先行する伊丹山遺跡（14）、山野貝塚と同時期と考えられる貝層が発見された真里場貝塚（15）、飯富馬場遺跡（16）が所在します。

晩期は、その前半は後期から引き続き3箇所の拠点で集落が継続して営まれますが、後半になるとこの3箇所を含め、弥生時代中期まで遺跡が認められなくなる傾向にあります。

2 弥生時代以降

縄文時代晚期以降、弥生時代中期になると台地上に再び遺跡が確認されるようになります。そして、弥生時代後期になると爆発的に遺跡数が増加し、古墳時代前期まで継続して営まれる集落が多く認められます。また、古墳時代前期になると、地域の長の墓と考えられる前方後円墳や前方後方墳が築かれるようになります。前方後方墳は弥生時代後期以降に成立した各集落の長が築いたものと考えられるのに対し、前方後円墳はそれらの集落をまとめた支配者の墓と考えられ、坂戸市場地区に築かれた坂戸神社古墳（18）は、小櫃川北岸地域の統率者の墓と考えられています。坂戸神社古墳に近接する奈良輪地区の水神下遺跡（19）と平岡地区の文脇遺跡（20）では、東海地方で製作されたと考えられる小銅鐸と呼ばれる祭祀具が古墳時代前期の遺構から発見されています。特に水神下遺跡では小銅鐸とともに小型の青銅鏡と石製のペンダントが一緒に発見され、全国的に見ても希少な発見例として注目されます。さらに水神下遺跡からは、近畿地方や北陸地方、東海地方の影響を受けた土器も発見されており、3世紀後半以降の全国的なヒトやモノの流れが、この袖ヶ浦の地まで及んでいたことを如実に示しています。古墳時代中期～後期にかけては集落数が減少し、小櫃川南岸地域に流域全体の支配者である馬来田の国造の墓と考えられる大形の前方後円墳が連綿と築かれるようになります。古墳時代後期以降、前方後円墳は築かれなくなります。続く古墳時代終末期には古墳 자체が築かれなくなり、新しい文化である仏教の寺院を権威の象徴として建立しました。小櫃川流域では、木更津市の大寺廃寺（27）が7世紀後半に創建されました。

続く奈良・平安時代になると、古墳時代から継続的に営まれる集落と8世紀に新たに営まれ始める集落に分かれる傾向が認められます。後者については、当時の国家的政策である「三世一身法」や「墾田永年私財法」により新たに開拓された集落と考えられ、新しい文化である仏教に関わる遺物を携えて、集落が開拓されたと考えられます。袖ヶ浦市内では代宿地区の上大城遺跡（21）や永吉地区の永吉台遺跡群（22）、川原井地区の東郷台遺跡（23）などが代表的な遺跡になります。永吉台遺跡群では、10世紀頃をピークに土師器の生産も行われています。また、山野貝塚に隣接する向山野遺跡（24）や山谷遺跡（25）からは古代道路と考えられる遺構が発見されるとともに、市内に古東海道の駅家推定地も存在することから、袖ヶ浦周辺は古代の交通を考える上でも重要な地域といえます。

中世になると、市内では14～15世紀の遺跡が比較的多く発見されています。前述した山谷遺跡では、通称「鎌倉街道」と言われる現道下から中世の道路跡が発見されています。また、蔵波地区の神田遺跡（26）では14世紀以降の墓域が発見され、代宿の笠上観音跡では正嘉2

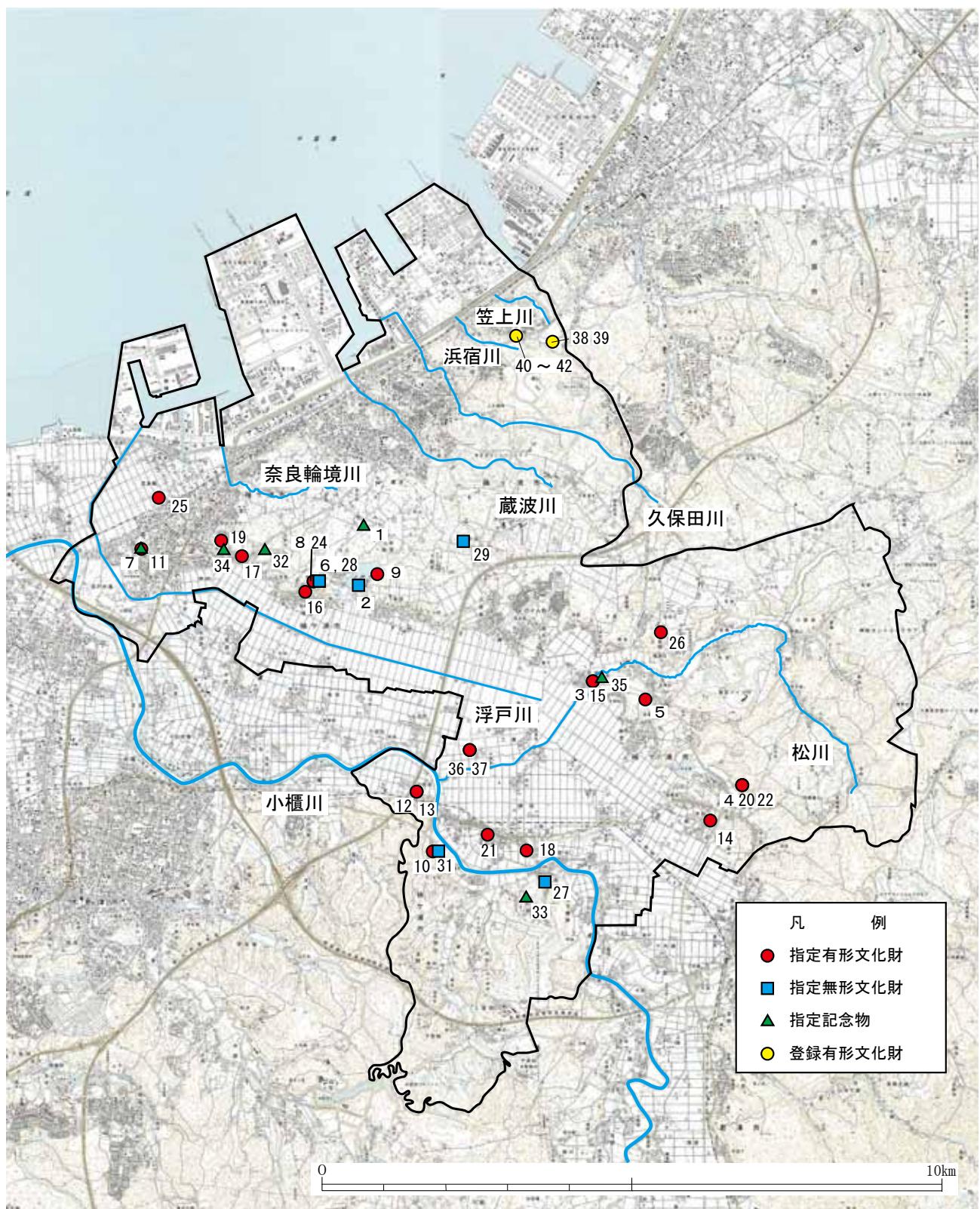


図 11 袖ヶ浦市内の指定及び登録文化財分布図

※表 1 で「郷土博物館保管」とした指定文化財については、元の所在地にドットを落としている

表2 袖ヶ浦市指定及び登録文化財一覧

| No. | 名称 | 指定区分 | 文化財の種類 | 所在地 | 指定年 | |
|-----|---------------------------|---------------|-----------------|-------------------------------------|------------|--|
| 1 | 山野貝塚 | 国 | 記念物(史跡) | 飯富 | 2017(平成29) | |
| 2 | 上総掘りの技術 | | 重要無形民俗文化財 | 上総掘り技術伝承研究会 (郷土博物館内) | 2016(平成18) | |
| 3 | 諏訪神社本殿 附 棟札2枚 | 県 | 有形文化財(建造物) | 永地 | 2016(平成18) | |
| 4 | 絹本著色両界曼荼羅図 | | 有形文化財(絵画) | 高谷 (郷土博物館保管) | 1992(平成4) | |
| 5 | 文脇遺跡14号土壙出土一括遺物 | | 有形文化財(考古資料) | 上泉 (郷土博物館保管) | 1999(平成11) | |
| 6 | 飽富神社の筒粥 | | 民俗文化財(無形) | 飯富 | 1987(昭和62) | |
| 7 | 坂戸神社の森 | | 記念物(天然記念物) | 坂戸市場 | 1974(昭和49) | |
| 8 | 飽富神社及び東照宮 | | 有形文化財(建造物) | 飯富 | 1978(昭和53) | |
| 9 | 旧進藤家住宅 | | | 下新田 | 1989(平成元) | |
| 10 | 小高神社本殿 | | | 滝の口 | 1992(平成4) | |
| 11 | 坂戸神社古式祭典図巻 | 市 | | 坂戸市場 | 1979(昭和54) | |
| 12 | 安藤広近の絵馬 「山伏図」 | | | 大鳥居 (郷土博物館保管) | 1984(昭和59) | |
| 13 | 安藤広近の絵馬 「神功皇后遠征図」 | | | 大鳥居 | 1984(昭和59) | |
| 14 | 絹本著色光圓上人像 | | | 三箇 (郷土博物館保管) | 2007(平成19) | |
| 15 | 永地銅造地蔵菩薩坐像 | 有形文化財 (彫刻) | 永地 | 1982(昭和57) | | |
| 16 | 十一面千手観音菩薩立像 | | 飯富 | 2000(平成12) | | |
| 17 | 聖観音菩薩立像 | | 神納 (郷土博物館保管) | 2000(平成12) | | |
| 18 | 阿弥陀三尊像 | | 横田 | 2004(平成16) | | |
| 19 | 率土神社縁起 | 市 | 有形文化財 (古文書) | 神納 (郷土博物館保管) | 1990(平成2) | |
| 20 | 豊臣秀吉「禁制」 | | | 高谷 (郷土博物館保管) | 1990(平成2) | |
| 21 | 葛田家文書 | | | 横田 (郷土博物館保管) | 1997(平成9) | |
| 22 | 延命寺の版木 | | 有形文化財 (歴史資料) | 高谷 (郷土博物館保管) | 1982(昭和57) | |
| 23 | 明治5年作成農具絵図控とその関連資料群 | | | 神納、蔵波、下泉 (郷土博物館保管) ※分布図にドットなし | 2014(平成26) | |
| 24 | 飽富神社奉納太刀 無銘 附 太刀拵 | | | 飯富 (郷土博物館) | 2015(平成27) | |
| 25 | 水神下遺跡出土小銅鐸・ 小型銅鏡・石製垂飾品 | | | 奈良輪(郷土博物館) | 2018(平成30) | |
| 26 | 打越岱遺跡出土土偶 附 出土土器23点 | 市 | 有形文化財(考古資料) | 上泉(郷土博物館) | 2022(令和4) | |
| 27 | かしま人形 | | | 阿部 | 1978(昭和53) | |
| 28 | 神納神楽ばやし | | | 神納 | 1979(昭和54) | |
| 29 | 野田の虫送り | | | 野田 | 1998(平成10) | |
| 30 | イッペガサ製作技術 | | 民俗文化財(無形) | 蔵波 ※分布図にドットなし | 2010(平成22) | |
| 31 | 彩色板仏 | | | 滝の口 | 1992(平成4) | |
| 32 | お袖塚古墳 | | | 神納 | 1978(昭和53) | |
| 33 | 打越北上原古墳群第3号墳 | 市 | 有形民俗文化財 | 打越 | 1984(昭和59) | |
| 34 | 率土神社南古墳 | | | 神納 | 1985(昭和60) | |
| 35 | 上之山古墳 | | | 永地 | 1989(平成元) | |
| 36 | 松見寺虛無僧墓碑 | | 記念物(史跡) | 三黒 | 2002(平成14) | |
| 37 | 松見寺神谷転石碑 | | | 三黒 | 2002(平成14) | |
| 38 | 旧藤谷家住宅主屋 | | | 代宿 | 2016(平成28) | |
| 39 | 旧藤谷家住宅離れ | | | 代宿 | 2022(令和4) | |
| 40 | 安藤家住宅主屋 | 国登録 | 有形文化財 (建造物) | | | |
| 41 | 安藤家住宅土蔵 | | | | | |
| 42 | 安藤家住宅稻荷社 | | | | | |

年（1258年）の年記をもつ板碑が発見されており、それぞれの河口にあたる蔵波、久保田は中世の湊として繁栄していたと考えられます。奈良輪地区には、前述したように、中世には「古奈良輪湾」という入江が形成されており、入江に面した水神下遺跡の発掘調査において中世の鉄製品鋳造関連遺構・遺物が発見されています。中世においてはこのような湊を通じて、東京湾を挟んだ中世鎌倉との活発なつながりがあったものと想定されます。

近世になると、市内の東京湾岸の南北に房総往還が通り、奈良輪地区はその繼立場として発展しました。水神下遺跡から発見された近世の遺物や商業用として利用されたと考えられる貝などは、それらを物語る重要な資料となります。

3 指定文化財

市教育委員会では、市内の文化財の保存と活用を図り、郷土愛の育成と市民文化の向上に努める一環として、市民に文化財を周知し、文化財の保護に対する意識を高めてもらうために、市内の貴重な文化財を指定しています。

市内には、現在、国指定が2件、県指定が5件、市指定が30件の合計37件の文化財が指定されているほか、国の登録有形文化財が5件あります（図11、表2）。これらのうち指定文化財に対しては、保存や維持管理のための補助金を交付するとともに、国登録文化財も含めて必要に応じて周知活動を行っています。

2018（平成30）年度の文化財保護法の一部改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組が必要ということから、都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定し、市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できることとなりました。本市でも指定文化財を中心に指定以外の文化財も含めた総合的な文化財の保存活用に取り組んでいくために、今後、千葉県文化財保存活用大綱に基づき、文化財保存活用地域計画の策定について検討していく必要があります。

なお、山野貝塚の周辺には、飽富神社及び東照宮や十一面千手観音菩薩立像、旧進藤家住宅の指定文化財の他、袖ヶ浦公園や郷土博物館などの集客施設があることから、これらを関連付けた文化財の保存・活用が求められ、本計画においてもこのことについて検討していきます。

第3節 社会的環境

1 袖ヶ浦市の概要

（1）袖ヶ浦市の概要

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。総面積は94.92km²、周囲は84.50kmで、東西約14.0km、南北約13.5kmに広がっています。

直線距離で東京都心から約35km、千葉市から約25kmの位置にあり、袖ヶ浦駅から東京駅まで総武線快速で約80分、京葉線で最短約60分、千葉駅まで内房線で約30分で移動できるほか、袖ヶ浦バスターミナルから高速バスにより都心の主要駅や横浜駅まで1時間以内、羽田空港までは最短22分で結ばれており、鉄道や館山自動車道、東京湾アクアライン等を通じて主要駅や空港等へのアクセスが良好な位置にあります。

また、本市の海岸線は、京葉臨海工業地域を形成し、石油化学コンビナートが立地している一方、市の主に北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畠地、南西部から南部にか

けては肥沃な水田地帯が広がっています。

本市の人口は、高度経済成長期に京葉臨海コンビナート形成や宅地造成等に伴って急速に増加し、2010（平成22）年には6万人を超え、2020（令和2）年2月に6万5千人を突破し、2023（令和5）年3月末時点の人口は、65,777人で、現在も緩やかな増加が続いています。人口増加の大きな要因は、袖ヶ浦駅海側地区の土地区画整理と蔵波地区の平成通り沿いにおけるミニ開発による社会増によります。特にアクアライン等の交通利便性や良好な子育て環境を求めて子育て世帯の転入が多い傾向にあります。また、転入元を見ると、近隣の木更津市や市原市が多いものの、東京湾を挟んだ対岸の横浜市、川崎市、大田区からの転入が多いことが特徴になります。

世帯数についても増加しているものの、1世帯あたりの人員は年々減少しており、単身化や核家族化が進んでいます。

年齢3区分別の割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方、1995（平成7）年に11.2%であった老人人口（65歳以上）は2023（令和5）年3月末時点では約27.0%へ増加しており、高齢化の進行が顕著となっています。

本市の産業のうち、「工業」については、臨海部の石油・化学業を中心とした企業群が全国有数の工業都市に押し上げています。また、「農業」についても、肥沃な大地と温暖な気候により、水稻や野菜、果物などの生産や酪農が盛んとなっています。産業別就業人口の推移をみると、第1次産業及び第2次産業の割合が減少している一方、第3次産業の割合が増加しています。

（2）山野貝塚が所在する根形地区の概要

山野貝塚が所在する根形地区は、袖ヶ浦市のほぼ中央部に位置します。

県道南総昭和線沿いに古くから集落が形成される一方、東側ののぞみ野地区は住宅地として人口が定着しています。また、本地域の南側の低地には水田地帯が、北側の台地には畑作地帯が広がり、良好な景観が形成されているほか、袖ヶ浦公園や農畜産物直売所「ゆりの里」、袖ヶ浦健康づくり支援センター「ガウランド」など集客施設や地域資源が集まっており、広域的な交流の場として機能していくことが期待されています（図1）。

このような根形地区において山野貝塚はその最北部に所在しており、市内でも最も人口の多い長浦地区に隣接しています。特に山野貝塚へ車両でアクセスする場合に通行する平成通り沿線における小規模開発に伴い人口が増加しています。

根形地区の人口は、2023（令和5）年3月末時点において5,740人で、市内を5地区に分けた場合、3番目に人口が多い地区になりますが、近年は人口が漸減しています。一方、長浦地区の人口は、2023（令和5）年3月末時点において27,842人で、市内で最も人口が多い地区になり、近年も人口が増加しています。

2 アクセス

（1）袖ヶ浦市へのアクセス

先に述べたように、袖ヶ浦市は鉄道や館山自動車道、東京湾アクアライン等を通じて、首都圏の主要駅や空港等へのアクセスが良好な位置にあります（図12）。特に東京湾アクアラインを利用した交通の利便性が高く、高速バスを利用すると、袖ヶ浦バスターミナルまで羽田空港から最短22分、横浜駅から最短39分、品川駅から最短44分、新宿駅から最短48分、東京駅八重洲口から最短48分で到着します。自動車で高速道路を利用して袖ヶ浦市に来訪する場合

は、館山自動車道の姉崎袖ヶ浦 IC、木更津北 IC を、東京湾アクアラインを利用する場合は袖ヶ浦 IC で降りることとなります。鉄道を利用する場合は、JR 内房線の長浦駅と袖ヶ浦駅、JR 久留里線の横田駅と東横田駅で下車することになります。

(2) 山野貝塚へのアクセス

山野貝塚への最も容易なアクセスについては、史跡北東に所在する角山配水場外の仮設駐車場を利用し、そこから徒歩で向かうルートになります。また、郷土博物館の駐車場に駐車し徒歩で現地に向かうルート、公共交通機関を利用して向かうルートもあります。しかしながら公共交通機関を利用する場合、最も近くのバス停が山野貝塚から 1.6 km の距離にあり、タクシーを利用する以外のアクセスは良好とは言えません（図 13、14）。

郷土博物館から徒歩で山野貝塚へ向かうアクセスは、郷土博物館から袖ヶ浦公園の上池南側を通過し、市道飯富 4 号線の真里場貝塚のある三叉路を右折し、市道飯富 2 号線を経由するルートであり、距離は約 1.7 km で、大人の足で 20 ~ 30 分かかります。なお、上池の散策ルート付近と真里場貝塚丁字路のカーブミラーに簡易的な誘導サインを設置してあります。また、上池散策路入り口付近から真里場貝塚丁字路までの約 400 m 間には高低差 28 m の急な坂があります。市道飯富 2 号線は道幅 3 m 程の狭い道路ですが、比較的自動車の交通量が認められます。



図 12 袖ヶ浦市への交通アクセス
(袖ヶ浦市 2021『袖ヶ浦市民便利手帳』より)

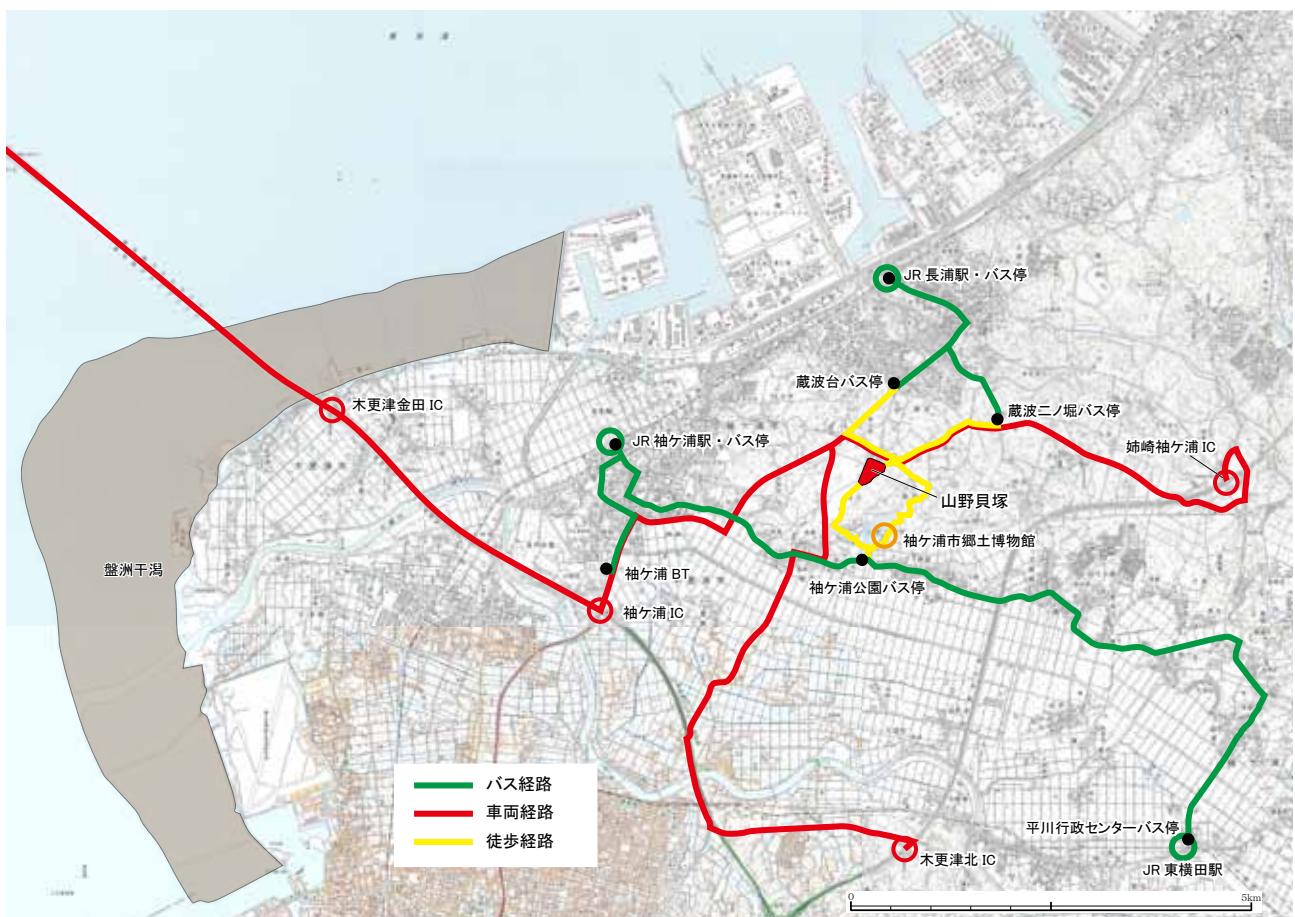


図 13 山野貝塚への交通アクセス（広域）

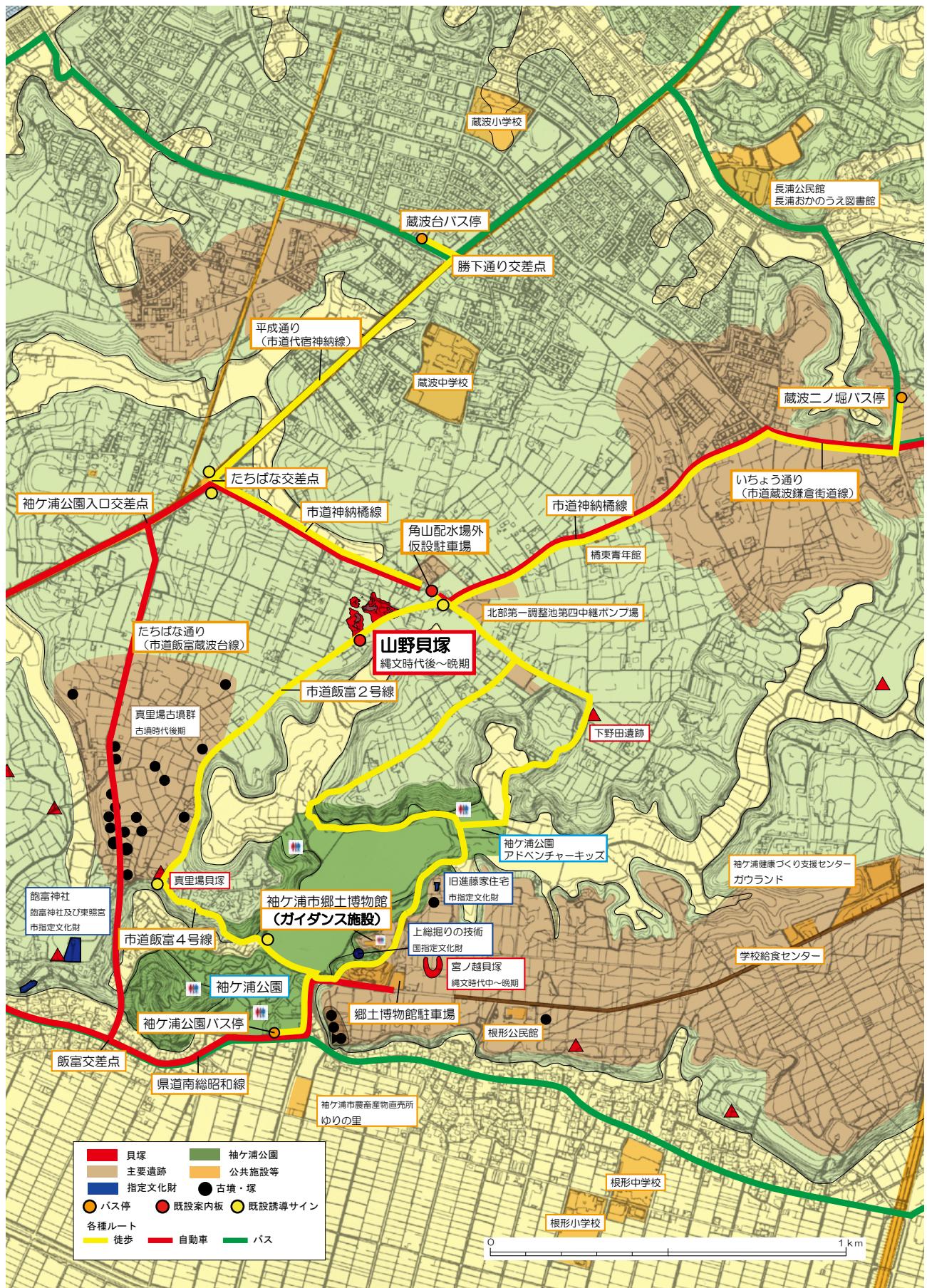


図 14 山野貝塚への交通アクセス（中域）及び周辺関連施設位置図

郷土博物館から自動車で山野貝塚へ向かうアクセスは、郷土博物館駐車場から袖ヶ浦公園内の道路を経由し県道南総昭和線との交差点を右折、その後飯富交差点を右折し、たちばな通りを北上、袖ヶ浦公園入口交差点を右折、平成通りのたちばな交差点を右折し、市道神納橋線の角山配水場外の仮設駐車場に自動車を駐車してもらうルートになります（約3.3km、8分）。

市外の遠方の方が高速道路を利用する場合、郷土博物館への距離と時間は、姉崎袖ヶ浦ICからは8.8km（13分）、木更津北ICからは14.7km（20分）、袖ヶ浦ICからは5.7km（10分）になります。

タクシー以外の公共交通機関を利用するアクセスについては、JR袖ヶ浦駅及びJR長浦駅から出ている路線バスを利用し、最寄りのバス停から徒歩で移動するルートになります。

JR袖ヶ浦駅からは、平岡線の袖ヶ浦公園バス停で下車し（JR袖ヶ浦駅から4.2km、13分）、徒歩で袖ヶ浦公園の上池に向かい、そこからは郷土博物館から山野貝塚までと同じルートになります（バス停から徒歩1.8km、22分）。高速バスを利用する場合は、袖ヶ浦バスターミナルからJR袖ヶ浦駅へバスで移動し、そこから同じルートになります（2.2km、9分）。

JR長浦駅からは、のぞみ野長浦線の蔵波二ノ堀バス停で下車し（JR長浦駅から2.4km、6分）、徒歩でいちょう通り、市道神納橋線を通るルートになります（バス停から徒歩1.8km、21分）。また、代宿団地（椎の森工業団地）袖ヶ浦バスターミナル線の蔵波台バス停で下車し（JR長浦駅から2.5km、6分）、平成通り、市道神納橋線を通るルートもあります（バス停から徒歩1.6km、20分）。

3 関連施設等（図14）

山野貝塚の保存活用において関わりのある施設等として、学校や社会教育施設が挙げられます。袖ヶ浦市には保育施設22園（公立5、私立9、認定こども園等8）、幼稚園3園（市立1、私立2）、市立小学校7校、市立中学校5校、県立高等学校1校があります。また、社会教育施設として、市立公民館5館、市立図書館3館、市立博物館1館があります。その他、山野貝塚の周辺に所在する施設として、袖ヶ浦公園や農畜産物直売所「ゆりの里」があります。

山野貝塚と最も関わりの深い施設である郷土博物館は、袖ヶ浦の調査や地域に残る資料を収集しながら、学びの場・活動の場として市民と協働で地域に接しながら活動しています。袖ヶ浦市の歴史や民俗行事を展示する他、山野貝塚から出土した資料を展示するとともに山野貝塚現地説明会時の起点や各種講座を実施する、山野貝塚のガイダンス施設としても位置付けられます。また、隣接地には市指定文化財である旧進藤家住宅や万葉集に詠われた草木を歌碑とともに鑑賞できる万葉植物園が所在しています。郷土博物館の来館者数は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナとする）影響以前の2017（平成30）年度は34,755人で、コロナ禍以降の2021（令和3）年度は22,928人となっています。

その他の社会教育施設としては、根形公民館や長浦公民館、長浦おかのうえ図書館が所在しており、袖ヶ浦市民会館等他の施設も含めて山野貝塚の現地見学や講座を実施しています。

学校施設としては、山野貝塚から半径2km圏内に、根形地区の根形小学校及び根形中学校、蔵波地区の蔵波小学校及び蔵波中学校が所在しています。これらの小中学校については山野貝塚を地域の歴史の学習素材として、近年は郷土博物館のアウトドアによる学習を行っています。

袖ヶ浦公園は、季節ごとの花々が楽しめる憩いの場として多くの市民が訪れる公園で、観光

入込数を見るとコロナ禍前後を通して年間約20万人が訪れる安定的に集客のある公園です。農畜産物直売所「ゆりの里」は、袖ヶ浦で採れた新鮮な野菜などを販売するとともに毎月イベントを開催しており、市内外から年間約30万人の来店者がある袖ヶ浦の人気施設となっています。

4 山野貝塚に関する法的規制（図15）

山野貝塚に関する法的規制には以下のものがあります。

（1）文化財保護法（1950（昭和25）年5月30日法律第214号）

山野貝塚は2017（平成29）年10月13日に国史跡に指定され、2019（平成31）年2月26日に追加指定されました。史跡指定地については、遺跡の現状を変更する場合には、文化庁長官の許可が必要となります（第125条第1項）。また、史跡指定されていない箇所については、周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、土地の掘削を伴う行為を行う際には、埋蔵文化財発掘の届出が義務付けられており、埋蔵文化財保存のための措置を講ずる必要があります（第93条第1項）。

（2）都市計画法（1968（昭和43）年6月15日法律第100号）

山野貝塚の史跡指定地は、都市計画法における市街化調整区域となっています。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、原則として新たな開発行為が制限されます。

（3）農地法（1952（昭和27）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）を農地以外の用途に転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません（第4条）。市道飯富2号線以北の山野貝塚の史跡指定地の大部分は農地ですが、同法第4条第1項第6号「土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合」については、許可が不要となるため、山野貝塚における農地転用は許可不要となります。

（4）農業振興地域の整備に関する法律（1969（昭和44）年法律第58号）

優良農地確保のため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域にある農地等を農用地区域として設定し、通常、農用地区域内の土地は、農業以外の目的には利用できないことになっています。やむを得ず農業以外の用途に使用する場合には、農用地区域からの除外（農振除外）手続きが必要です。山野貝塚の史跡指定地の農地の大部分は農用地となっていますが、千葉県農地・農村振興課との協議により、史跡公園等として活用する場合は事業前後の除外手続きが必要とされています。

（5）森林法（1951（昭和26）年6月26日法律第249号）

市道飯富2号線の南側に所在する山林の大部分は森林法第5条に基づく森林計画区にかかる民有林となっており、同法第10条2により、開発には都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。そのため、森林計画区の樹木を伐採する場合は、伐採の届出が必要となります。

（6）電気事業法（1964（昭和39）年法律第170号）

山野貝塚史跡指定地に所在する送変電線鉄塔は事業用電気工作物とされ（第38条第3項）、その工事、維持管理において保安規程を定めなければならないとされています（第42条第1項）。そのため、送電線鉄塔付近における行為には規制が伴います。また、送電線下の土地については、地役権が設定されており、工作物の設置ができないなどの規制が伴います。

(7) 道路法（1952（昭和27）年法律第180号）

山野貝塚の中心部を縦断する市道飯富2号線は、真里場貝塚のある丁字路から史跡東側の市道神納橋線と交差点までを範囲とし、袖ヶ浦市によって管理されています（第16条）。また、道路本来の利用目的である交通以外の利用を行おうとする場合は、道路管理者の許可を受けなければなりません（第32条）。

(8) 千葉県土砂等の埋立てによる土壤の汚染および災害発生の防止に関する条例（1997（平成9年7月15日条例第12号）

後述しますが、山野貝塚の整備においては貝層を含む高まりの保存及び縄文時代の地形復元のために、史跡指定地内に盛土することを計画します。

事業区域以外の土砂等において埋立て等を行う事業で、土砂等の埋立てに供する区域の面積が3,000m²以上であるものは特定事業とされ（第2条）、特定事業を行う場合は知事の許可を得なければならないとされています（第10条）。ただし、国、地方公共団体が実施する事業については対象外とされています（第10条第1項第1号）。

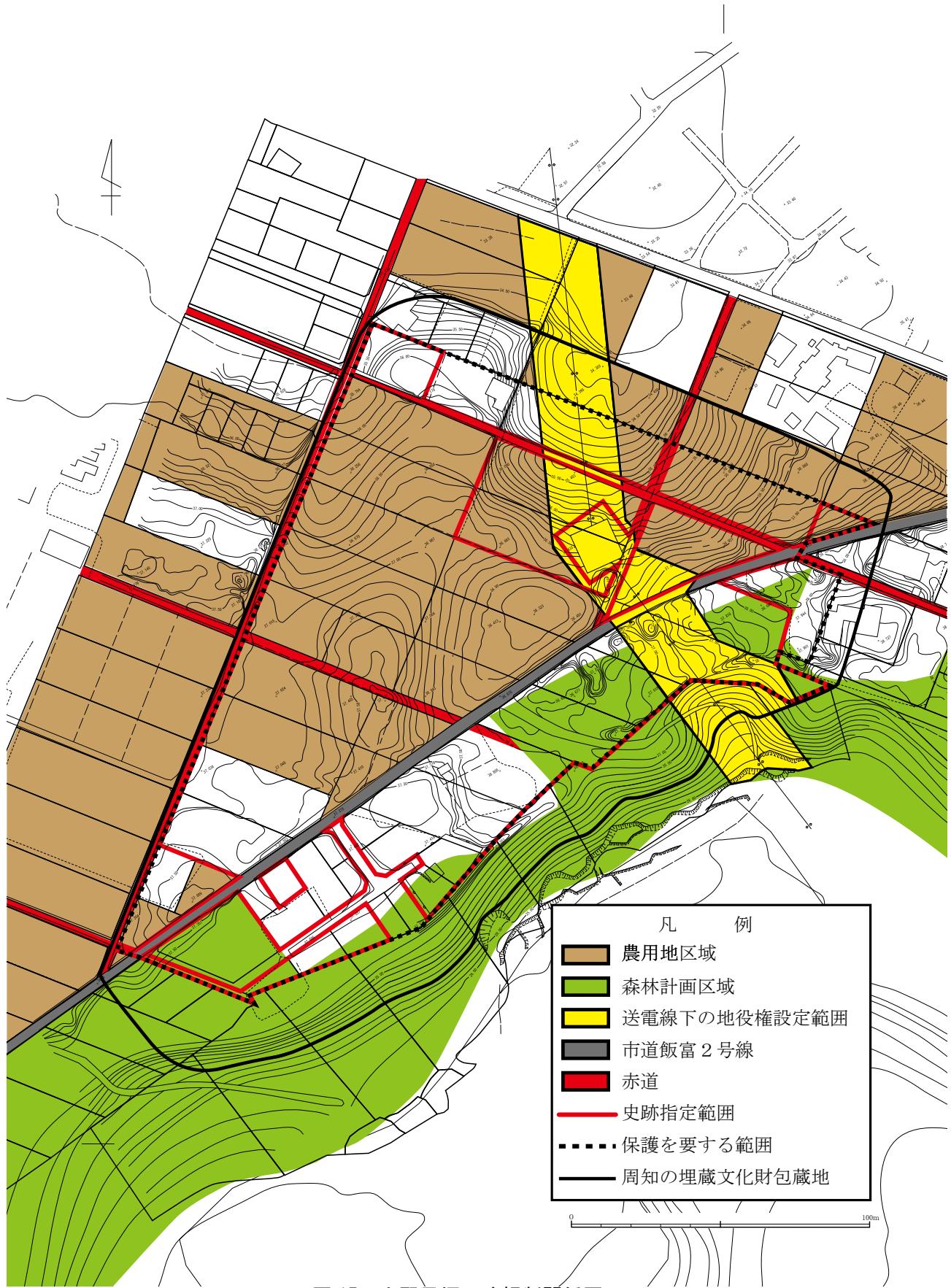


図 15 山野貝塚の法規制関係図